

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法



- 第1 車種区分**
大型車、中型車、小型車の4区分とし、区分の基準は次の通りとする。
 大型車：車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上
 中型車：大型車、小型車以外のもの
 小型車：車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下
 コミューター車：車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下
- 第2 運賃**
 1 運賃の種類
 運賃の種類は、時間・キロ併用制運賃とする。
 2 運賃の計算方法
 運賃は以下の計算方法により計算した額を合算する。
 (1) 時間制運賃
 ①出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下「点呼点検時間」という）として、1時間ずつ合計2時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。以下同じ）を合算した時間に1時間当たりの運賃額を乗じた額とする。ただし、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算した額とする。
 ②2日以上にわたる運行で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の1時間ずつを点呼点検時間とする。
 ③フェリーポートを利用した場合の航送にかかる時間は8時間を上限として計算することとする。
 (2) キロ制運賃
 走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。以下同じ）に1キロ当たりの運賃額を乗じた額とする。
 (3) 運賃計算の基本
 ①運賃は、車種別に計算した金額の最高額及び最低額の範囲内とする。
 ②運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。
- 3 運賃の割引
 (1) 身体障碍者福祉法、知的障碍者福祉法及び児童福祉法の適用を受けるも者の団体については3割引きとする。ただし2(3)①により計算した額の下限額を限度とする。
 (2) 学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く）に通学又は通園する者の団体については2割引きとする。ただし2(3)①により計算した額の下限額を限度とする。
 (3) ②以上の割引条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、重複して運賃の割引をしない。
- 第3 料金**
 1 料金の種類
 運送に伴う料金の種類は、深夜早朝運行料金、特殊車両割増料金及び交代運転者配置料金とする。
 2 料金の適用
 (1) 深夜早朝運行料金
 22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間（回送時間含む）が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間当たりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間当たりの料金については、2割の割増料金を適用する。
 (2) 特殊車両割増運賃
 次の条件を有する車両については、運賃の5割以内の割増料金を適用することができる。
 ①標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。
 ②当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。
- 4 端数処理
 (1) 走行距離の端数については10キロ未満は10キロに切り上げる。
 (2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。
- 第5 旅客より收受すべき運賃・料金の表示方法**
 (1) 運賃の計算方法により算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を收受する。
 (2) 対外的に示す運賃・料金はそれぞれ消費税額及び地方消費税額を含んだ額を表示する。
- 第6 実費負担**
 ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客から運賃以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

			下限額(円)
運 賃	キロ運賃制 (1km当たり)	大型車	170
		中型車	150
		小型車	130
		コミューター車	120
料 金	時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	7,190
		中型車	6,070
		小型車	5,320
		コミューター車	4,740
	交替運転者配置料金	キロ制料金(1km当たり)	40
		時間制料金(1時間当たり)	2,670
	深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増	
	特殊車両割増料金	設備や購入価格等を勘案した割増率	